

(前略)

(退職)

第19条 教職員は、次の各号の一に該当するときは、退職とし、教職員としての身分を失う。

- (1) 退職を申し出て大学から承認されたとき
- (2) 第22条の2に定める早期退職制度に基づき退職を申し出て認められたとき
- (3) ~~(2)~~ 任期を付して雇用された教職員について、任期が満了したとき
- (4) ~~(3)~~ 第22条に定める定年に達したとき
- (5) ~~(4)~~ 第16条第1項に定める休職期間が満了し、休職事由がなお消滅しないとき
- (6) ~~(5)~~ 役員に就任したとき
- (7) ~~(6)~~ 死亡したとき

(中略)

(定年)

第22条 教職員の定年は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 教員、~~大学の警備等の業務及び労務の業務に従事する者~~ 満65歳~~満63歳~~
- (2) 大学の警備等の業務及び労務の業務に従事する者 満63歳
- (3) ~~(2)~~ 前2号以外の教職員 満60歳

2 定年による退職の日は、定年に達した日以後における最初の3月31日とする。

(早期退職制度)

第22条の2 早期退職制度に関し必要な事項は、国立大学法人京都大学教員早期退職規程(平成22年達示第23号)による。

(再雇用)

第23条 ~~前条第1項第2号~~ 第22条第1項第3号の規定により退職した教職員については、国立大学法人京都大学教職員の再雇用に関する規程(平成16年達示第78号)により再雇用することができる。

(解雇)

~~第24条 教職員が禁錮以上の刑(執行猶予が付された場合を除く。)に処せられた場合には、解雇する。~~

~~2~~ 教職員が次の各号の一に該当する場合には、解雇することができる。

- (1) 職務遂行に必要な資格を喪失した場合
- (2) 勤務実績不良あるいは能力不足が著しく、改善の見込みがない場合
- (3) 協調性を欠き、集団的な職務遂行に支障を生じる場合
- (4) 第8条第1号又は第2号に定める事実が判明した場合
- (5) 心身の故障のため職務遂行に堪えない場合
- (6) 教職員数の削減や組織再編などにより教職員の解雇がやむを得ないこととなる場合
- (7) その他の事情により教職員の解雇がやむを得ない場合

~~2~~ 教職員(教員を除く。)の解雇にあたっては、人事審査委員会の審議を経るものとする。

(中略)

(育児・介護休業等)

第46条 教職員は、大学に申出又は請求することにより、3歳に満たない子を養育するために育児休業又は時間外勤務の免除を、小学校第3学年の終期を経過するまでの子を養育するために育児短時間勤務、1日の勤務時間の一部について勤務しないこと若しくは早出遅出勤務をすること又は時間外勤務若しくは深夜勤務の制限を受けることができる。

(中略)

(退職し、又は解雇された者の在職中の非違行為に対する措置)

第48条の3 教職員が退職し、又は解雇された後において、その在職中に前条の規定による懲戒の事由に該当する行為をしたことが判明したときは、当該退職又は解雇の日から5年(死亡により退職した者にあつては1年)以内に限り、当該行為について第48条各号に定める量定に相当する量定を認定し、その責任を認定することがある。

第49条 ~~前3条前2条~~に定めるもののほか、教職員の懲戒等<sup>等</sup>の手続その他必要な事項については、国立大学法人京都大学教職員懲戒規程(平成16年達示第86号。以下「懲戒規程」という。)による。

(中略)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(教員の定年年齢引き上げに伴う経過措置)

2 改正後の第22条第1項第1号の規定にかかわらず、生年月日が昭和22年4月2日から昭和24年4月1日までである教員の定年については満64歳とする。